

金融機能再生のための緊急措置に関する
法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成14年3月18日

神奈川県青果信用組合
金融整理管財人 松 浦 光 明

金融整理管財人 佐 治 孫 房

I はじめに

神奈川県青果信用組合は平成13年3月16日、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下、「金融再生法」という）第68条第1項に基づき、内閣総理大臣に対し、「神奈川県青果信用組合の業務及び財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行い、同日、内閣総理大臣より金融再生法第8条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融再生法第13条では、金融整理管財人は就任後遅延なく、神奈川県青果信用組合がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、内閣総理大臣に報告しなければならないと定められておりますので、直ちに調査作業を開始し、平成13年10月11日には報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、金融再生法第18条に基づき行った神奈川県青果信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 はじめに

金融整理管財人は、神奈川県青果信用組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後、金融整理管財人2名と同補佐人2名とで構成する責任追及委員会を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じて法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日迄の状況について報告します。

第2 刑事責任追及について

業務上横領罪または背任罪を中心に該当する事由の有無について、会計帳簿を精査し、関係者から事情を聴取するなどして慎重に調査・検討を行ってまいりましたが、現在までそうした事案を発見するに至っておりません。

第3 民事責任追及について

1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

調査の対象を、要注意先一部と破綻懸念先及び実質破綻先並びに破綻先の債務残高（但し、仮払金を除く）2,670,571千円の81.55%を占める不良融資先とし、調査した不良債権の総額は2,175,545千円（平成13年9月30日現在）です。

調査方法は、理事会議事録、融資関係の稟議書、契約書等を1件ずつ精査し融資した経緯、担保の徴求状況、回収手続等を中心に調査を行い損害賠償責任に結びつくような個別・具体的な法令違反や任務懈怠の有無について関係者から事情を聴取するなどあらゆる見地から、総合的に行い判断しました。また、役員または親族企業への融資についてまで網羅的な調査を行い、違法性が認められる事案があるかどうか調査・検討をしました。

2 調査結果

- (1) 大口融資案件については、従前より、週1回の割合で開かれる貸付審査委員会に付議することとなっており、形式的には付議していたものの、実際には財務内容や事業計画の調査検討等が不十分であり、十分には機能していなかったようです。また役員に対する貸出しについても、議事の内容が不明な会議も散見され、明確ではないところもあるが、理事会の承諾はなされており、概ね手続を経ています。これらの大口の融資に際しては債務者からの申出を聴取し、債務者の財務内容の検討や事業計画、資金使途、返済原資の調査等、事前に確認すべき事項の調査等も一応実行しているものの、保全面においては貸出当時、担保評価基準がなかったことなどもあり、評価が甘いものも見受けられます。

このような融資の意思決定過程における判断の誤りが不良債権発生の一因をなしていると考えられます。

- (2) 回収手続については、これらの案件の中には債務者の申出に基づき、安易に条件変更に応じている他、条件変更に応じた事自体状況判断の適切さに疑問のあるものも散見され、回収にあたっては時間を要し過ぎている案件も見られたが、これまでの調査で把握した事実関係からは、損害賠償責任原因となるような事例を認めるには至っておりません。

尚、破綻時に貸出金について消滅時効が完成している案件もあります。

- (3) 役員等に対する融資に関しては、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条、中小企業等協同組合法第38条の規定により必要とされる理事会の承認につき、形式上承認の決議は経ているものの、事後承認扱いとされたケースもあり、実質的な審議がなされていないというものもあります。しかしながら、当該融資自体には、これまでのところ違法性・不当性は認められず、現時点では当組合の破綻・損害との因果関係を認める事も困難です。

尚、役員等に対する融資案件を含めて、役員がその地位を利用して不当な融資を引出したり、役職員の情実等により大口の融資がなされたというような事案については、現在のところ発見するには至っておりません。

- (4) 有価証券購入による資産運用については、購入時における価格の動向、購入の動機等に照らし、購入自体を違法・不当とはいうことはできません。その後、当該証券に値下がりの傾向が生じた中で、「損切り」のタイミングを逸したということではあるものの、損失の発生についての予見可能性に関しては、確たる判断をすることは困難であり、現時点では、損害賠償責任原因と認めるには至っておりません。

3 調査結果に基づく検討

- (1) 以上の調査結果につき、民事責任の有無を検討する必要があると思われる案件は次のとおりです。

即ち、大幅な保全不足のもとで行った融資案件です。

調査対象の大口融資先等のうち、当初から大幅な保全不足をきたしていたり、貸増しの結果大幅な保全不足に陥ったものがあり、いずれもその後不良債権化して多額の償却・引当を余儀なくされました。保全不足を看過ないし容認してこれら融資の決裁を行った理事らの責任が問題となります。

尚、返済能力のなくなった融資先に対し、多額の貸増しを行った案件或いは、融資金の使途、返済原資等につき虚偽またはその疑いがあり回収が懸念されるにもかかわらず融資を行った案件等については、現在のところ発見するには至っておりません。

- (2) 上記問題点に関しては、主として、中小企業等協同組合法第38条の2第1項、第42条において準用する商法第254条第3項、民法第644条に基づく理事の責任（任務違背、善管義務違反による損害賠償責任）が問題となります。

しかしながら、具体的には損害賠償の請求を行い、あるいは損害賠償請求訴訟を提起するためには、各案件ごとに、融資審査の過程でなされた当該理事らの作為又は不作為の内容、当組合の蒙った損害額、当該融資と損害との因果関係等を個別・具体的に確定させなければならないところ、これらの点に関しては更に詳細な調査・検討が

必要であり、現時点では提訴等の是非を決定し、その実行に踏み切るまでには至っていません。

第4 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

上記のとおり、旧経営陣に対する民事責任追及の根拠となる可能性のある案件は見出されたものの、具体的に損害賠償の請求を行い提訴に及ぶべきかどうか、どのような請求を行うべきかを決定するためには、更に調査・検討が必要であり、平成14年3月25日予定の事業譲渡（当管財人らの任務終了）までに結論を出し、実行に移すことは極めて困難な状況にあります。また、今後、株式会社整理回収機構の調査等により、新たな事実が判明する可能性もあります。

そこで、旧経営陣に対する責任追及に関しては、株式会社整理回収機構において引き続き責任追及が行いよう、当管財人らが行った調査に係る関係資料を同社に引継いだ上、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡致します。

以 上